

## パブコメによる候補物質の意見提出状況

募集期間：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 20 日

募集方法：パブリックコメントによる募集

提出数：4 件

候補物質又は案件	理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステアリン酸亜鉛</li> <li>・黒鉛</li> <li>・酸化マグネシウム</li> <li>・ロックウール</li> </ul>	毎月約 1 トン以上の取り扱い作業があるため。
<p>現在、日本で農薬登録があり、製造・販売・使用されている以下の農薬について、製造労働者、使用労働者・農業者などの健康への影響が懸念されるので、リスク評価をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリホサート</li> <li>・マラチオン</li> <li>・ダイアジノン</li> <li>・2,4-D</li> </ul>	<p>1) IARC は、本年 3 月 30 日、5 つの有機リン系殺虫剤と除草剤の発がん性リスク評価を行い、その結果 グリホサート、マラチオン、ダイアジノンを「probably carcinogenic to humans」である 2A グループに分類した。</p> <p>2) IARC は、本年 6 月 23 日、lindane、DDT、除草剤 2,4-D の発がん性リスク評価を行い、その結果、2,4-D を「possibly carcinogenic to humans」である 2B グループに分類した。</p>

## その他、物質提案ではないご意見 2 件

じん肺法制定時の付帯意見に、有機粉塵については今後の研究による再評価の余地あり、と記載があります。現在の「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」では有害物質について、アレルギー反応等によって不可逆的な組織変化が生じて、初めて診断と認定が成り立つような評価となります。有機溶剤、有機粉塵については、そのような不可逆的な変化を待たず、症状により因果関係が証明されて臨床診断されれば、有害物質であると認める考え方も必要と思われま。

具体的には、「非可逆的な」に「および臓器組織の重大な機能不全をきたすもの」を付け加えることを希望します。

リスクアセスメント義務化対象物質を含有する接着剤、洗浄剤、殺虫剤など「剤」がつく製品や、廃油、廃酸、廃アルカリなどの特別産業廃棄物（要するに現場で取り扱われる頻度が高い混合物）も対象に含めてはいかがでしょうか。現在対象とされているのは単一の化学品のみですが、実際の労災は混合物で発生することが多いと考えられるからです。前者はその名称から危険有害性を認識し難く、後者は廃棄物であるため無頓着になり、それぞれ不用意に取り扱って労災に至るケースが多いように思います。一例として、職場の安全サイトの No729 の死亡災害の原因は接着剤が含有するアセトンですが、アセトンに関するリスクアセスメントではこの種の労災は防止出来ないのではないのでしょうか（この事例では点火源があったため物理化学的危険性が顕在化したただけであって、バーナーでなくドライヤーで乾燥させていたらおそらく中毒になったはずです）。